

## チーム登録規程

第1条 公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）の加盟チームは、第2条に定めるいずれかの種別によって編成されたチームでなければならない。~~ただし、外国人のみによって編成されたチームは登録を認められない。~~

第2条 登録の種別は次の各号の通りとする。

### （1）競技種別

#### ①クラブ男子チーム

同一都道府県内に居住、又は勤務（通学）する18歳以上（当該年度4月1日現在）の男子によって編成されたチームとする。（ただし、実業団チームと見間違えるような名称を使用してはならない。）

#### ②クラブ女子チーム

同一都道府県内に居住、又は勤務（通学）する18歳以上（当該年度4月1日現在）の女子によって編成されたチームとする。（ただし、実業団チームと見間違えるような名称を使用してはならない。）

#### ③実業団男子チーム

同一都道府県内における官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）に勤務する男子のみによって編成されたチームとする。

#### ④実業団女子チーム

同一都道府県内における官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）に勤務する女子のみによって編成されたチームとする。

### （2）学生種別

#### ①大学男子チーム

同一都道府県内の同一大学に在学する男子学生によって編成されたチームとする。

#### ②大学女子チーム

同一都道府県内の同一大学に在学する女子学生によって編成されたチームとする。

#### ③高等学校男子チーム

同一都道府県内の同一高等学校に在学する男子生徒によって編成されたチームとする。（全日制と定時制、通信制は別校とする）

#### ④高等学校女子チーム

同一都道府県内の同一高等学校に在学する女子生徒によって編成されたチームとする。（全日制と定時制、通信制は別校とする）

### （3）生涯種別

#### ①中学生男子チーム

同一都道府県内に居住又は在学する男子中学生によって編成されたチームとする。

#### ②中学生女子チーム

同一都道府県内に居住又は在学する女子中学生によって編成されたチームとする。

③小学生男子チーム

同一都道府県内に居住又は在学する小学生によって編成されたチームとする。女子選手の登録も可能だが、女子選手のみ登録は認めない。(小学生男子の全国大会では常時3名以内の女子選手の試合出場を認める。)

④小学生女子チーム

同一都道府県内に居住又は在学する小学生女子によって編成されたチームとする。

⑤エルデストチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

⑥エルダーチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する35歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。

⑦レディースチーム

同一都道府県内に居住又は勤務(通学)する15歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。なお、第2号-2-4の高等学校女子チームに選手登録している者は除く。

⑧壮年チーム

同一都道府県内に居住又は勤務する40歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

⑨実年チーム

同一都道府県内に居住又は勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

⑩シニアチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する59歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

⑪ハイシニアチーム

同一都道府県内に居住又は勤務する68歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

⑫一般男子チーム

同一都道府県内に居住又は勤務(通学)する15歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。なお、第2号-2-3の高等学校男子チームに選手登録している者は除く。

⑬教員チーム

同一都道府県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。(学校教育法第1条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認める。)

第3条 登録は99名以内とし、ユニフォームナンバーは1～99番までとする。ただし、主将は10番、監督30番、コーチ31、32番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には

次の規制を設ける。

- (1) 競技種別・学生種別の選手の登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。
- (2) 競技種別・学生種別の監督・コーチの登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。ただし、学生種別に限り、同一校内の監督・コーチを兼ねることができる。
- (3) 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う1チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督・コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。
- (4) 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
- (5) 生涯種別の監督・コーチの登録については、生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
- (6) 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、第3号の規定を優先する。
- (7) 監督・コーチの登録については、すべての種別のチームで規定する居住・勤務(通学)、年齢、性別の規制は受けない。
- (8) 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない(この場合、監督代理者のユニフォームナンバーはそのままでよい)。高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチ又は引率責任者が当たる。

第4条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。

第5条 チームの登録は、その年度毎に行うものとする。(6月30日を最終期限)。新規登録はその年度内認められる。いずれも、全国大会支部予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお、登録は、**当法人の登録システムによるか**、当法人発行の登録用紙に記入の上、A・B・C・D表を所属支部長に提出する。支部長は登録を確認し、A表を日本協会に、B・C表を支部に、D表はチームが保管する。支部に追加登録のあった場合も上記の通りとする。なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度始めの登録とは別に、8月21日から9月30日までチームの選手登録の変更を認める。

第6条 支部は登録されたチームに変更のあった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を当法人に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合には、その選手は当該年度内のすべての支部、地区及び本大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。

第7条 登録を完了しないチーム及び選手は、当法人主催のすべての大会に参加できない。ただし、国体については本規程は適用せず、「国体実施要項」の定めるところによる。

## 附 則

~~1 日本国籍のない外国人選手のチームへの登録は2名以内とする。ただし、下記のいずれかに該当する選手は外国人選手とはみなさない。~~

~~①日本の法律により認められた特別永住者。~~

~~②学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者または義務教育を修了した者。~~

~~③学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者。~~

~~2 1 登録完了とは、各支部長からA表と登録料が当法人に送付され受付が終了した時をいう。~~

~~3 2 昭和40年4月1日より施行する。~~

## 改訂履歴

昭和51年4月1日一部改正

昭和53年4月2日一部改正

昭和54年11月8日一部改正

昭和55年9月6日一部改正

昭和59年4月1日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

平成9年11月24日一部改正

平成12年4月16日一部改正

平成13年5月15日一部改正

平成15年11月23日一部改正

平成17年5月29日一部改正（第3条1. 2. 3. 4. 5. 6の改正）

平成18年5月17日一部改正（第2条10. 15条文「第2条5の・・・を除く。」を挿入）

平成18年11月23日一部改正（第2条10条文「（日本協会加盟の日本女子リーグ・・・  
35歳以上の場合はこの限りではない）を除く。」）

平成19年4月15日一部改正（第2条1条文「……に居住、又は勤務（通学）する18歳以上……。」）

平成19年11月23日一部改正（第5条条文「…なお、小学生・中学生・高等学校・大学…」）

平成25年11月24日一部改正

平成28年11月20日一部改正（第2条（1）③を第2条（3）⑩へ移動。第2条（3）⑨  
65歳<66歳>。附則1改正。）

平成29年5月23日一部改正（第2条（3）⑨66歳<67歳>）

令和2年11月23日一部改正（第2条（3）⑨67歳<68歳>）

令和3年11月23日一部改正（第2条の改正（クラブ、実業団、大学、高等学校、中学生、小学生の種別をそれぞれ男子・女子で区分。項番の変更）、第5条条文「当法人の登録システムによるか…」挿入。附則1を削除。項番変更。）